

令和9年度に中学校入学予定のみなさんを対象とした特例措置について (兄弟が「南成中」または「北成中」に通っている興譲小の小学6年生の方)

令和8年度に通学区域が変更になることに伴い、その前後に中学校へ進学する兄弟姉妹がいる場合、原則として、別々の中学校へ進学することになります。

●令和7年度に中学校へ進学する児童の皆さんは、「二中」又は「四中」へ進学しました。

●令和8年度以降に中学校へ進学する児童の皆さんは、全員、「一中」へ進学することになります。

このように、「二中」又は「四中」へ進学している兄弟と「一中」へ進学することになる弟妹がいる場合に、兄弟姉妹が同一の中学校へ進学できるよう次のような特例措置を講じます。

● **弟妹（現小6年生）に関する特例措置**（現中2年生と現小6年生の兄弟姉妹がいる場合）

- ① 令和9年度時点において、兄弟姉妹が中学3年生と中学1年生に在籍することになります。
- ② 通学区域の変更により、新たに「一中学区」となった後、令和9年度に「一中」へ進学することとなる現小6年生の弟妹が、令和7年度に現中2年生の兄弟が入学し、中学3年生に在籍している「南成中」又は「北成中」に入学することができるよう特例措置を講じます。

※令和8年度「二中」は「南成中」に移行し、「四中」は「北成中」へ移行します。